○防衛省告示第二十五号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、入間飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日　防衛大臣　中谷　元

一　昭和三十八年防衛庁告示第二百四十一号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第四項の表誘導路灯の項を次のように改める。

灯火	灯質	光度	配置その他
誘導路灯	白熱電灯、発光ダイオード、航空青、不動光	航空青十二カンデラ（白熱電灯）	誘導路の両外側及びエプロンの外側
		航空青二カンデラ（発光ダイオード）	
	蛍光放電灯、発光ダイオード、航空青、不動光	航空青十二カンデラ（蛍光放電灯）	誘導路の出入口
		航空青二カンデラ（発光ダイオード）	

○防衛省告示第二十六号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、百里飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日　防衛大臣　中谷　元

一　昭和四十一年防衛庁告示第十一号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第四項の表誘導路灯の項中「白熱電灯」を「発光ダイオード」に、「航空青十二カンデラ」を「航空青二カンデラ」に改める。

○防衛省告示第二十七号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、美保飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日　防衛大臣　中谷　元

一　昭和三十五年防衛庁告示第三百三十七号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第一項第二号中「東経百三十三度十四分十二秒」を「東経百三十三度十三分五十四秒」に改める。

㈡　第四項の表飛行場灯台の項中「北方通信用」を「北西方専用」に改める。

㈢　第六項第一号中「長さ」を「高さ」に、「約三十一メートル」を「約四十四メートル」に、「約三十六メートル」を「約四十八メートル」に改める。

㈣　第一図を次のように改める。

美保飛行場　第１図

